

事業主の皆様へ

母子家庭の母の雇用にご協力ください

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府が社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に事業委託）は、国の許可を得た職業紹介所として、求人情報の提供や紹介業務を行っています。

がんばる母子家庭のお母さんの自立を応援するため、当センターへの求人の提供をよろしくお願いいたします。

当センターでは

取扱職業は全職種

人材を登録
しています

就業支援講習会（パソコン、介護職員初任者研修、簿記等）の修了者や、求職中の母子家庭のお母さん等が登録しています。

特定求職者雇
用開発助成金
を取扱い

◎特定就職困難者雇用開発助成金（国制度）とは
当職業紹介所の紹介により、母子家庭のお母さんを雇用保険の被保険者として雇い入れた場合、一定条件のもと、事業主に対し助成金が支給されます。

詳しくは下記まで。

申込・問合せ先

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター

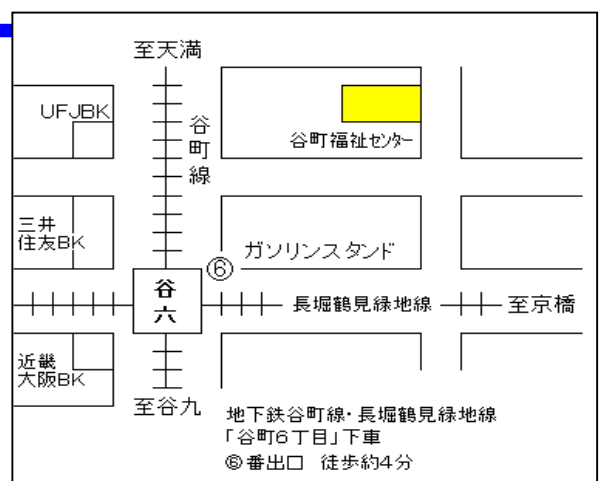
〒540-0012 大阪府中央区谷町5-4-13

大阪府谷町福祉センター5F

TEL 06 (6762) 9995

06 (6762) 9498

FAX 06 (6762) 3796

URL <http://www.osakafu-boshiren.jp/tocompany/>

求人事業所の方へ

■求人票について

- ・求人票は、職種別、雇用形態別（常用、パート等）にお書きください。
- ・従事すべき業務内容、労働契約の期間、就業場所、就業時間、時間外勤務、休憩時間、休日、賃金の額、規定されている手当、各種保険の適用など、正しい明示をお願いいたします。（職業安定法第5条の3）
- ・採用人数は、正確にご記入ください。
- ・紹介期限（有効期限）は、最長6カ月以内で自由に定めてください。
- ・求人票は当センターに直接お持ちいただくほか、郵送または **FAX** でも受付いたします。
- ・受付が完了しましたら、求人票の控により受付番号をお知らせいたします。

■受付後のお取り扱いについて

- ・紹介期限（有効期限）後の紹介継続を希望される場合は、期限満了前に必ず当センターまで連絡してください。連絡のないときは、自動的に取下げとなります。
- ・応募者があったときには、当所から面接日時の調整について連絡をいたします。
- ・採否については、応募者の技能、経験、面接の結果などを踏まえ、合理的な基準のもと、できる限り早期に決定の上、応募者に連絡してください。あわせて当センターへのご連絡もお願いします。
- ・求人を取下げ等、ご紹介を必要としなくなったときは、直ちに当センターにご連絡ください。

■助成金について

当センターの紹介により、母子家庭の母等を雇入れた事業主は、一定の条件のもとに、**特定就職困難者雇用開発助成金**を受給することができます。
助成金を申請される場合には、「職業紹介証明書」を発行いたしますので、当センターにお申し出ください。

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター

(社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 職業紹介所)

〒540-0012 大阪府中央区谷町5-4-13

大阪府谷町福祉センター5F

TEL 06-6762-9995

06-6762-9498

FAX 06-6762-3796

厚生労働大臣許可 許可番号27-ユ-300698

◇取扱業務の範囲 取扱職業 全職種

◇対象 母子家庭の母及び寡婦に限る

◇地域 大阪府